

宇都宮むねやす後援会ニュース



頑固一徹

大洲市議会議員

宇都宮むねやす

●宇都宮むねやすホームページ
<http://muneyasunet>

2012年7月発行
第11号

暑中お見舞い申し上げます

定例議会報告

昭和38年の「老人福祉法」制定から50年。高齢者福祉制度は、世界に類を見ない急激な高齢化により、現在の「保健・医療・福祉サービス」を一体的に提供する制度に大きく変容して来た。

平均寿命も長くなり、高齢者として活力ある生涯を過ごすことが、個人及び地域社会にも極めて重要な課題となっており、尊厳を守り生活できる福祉社会の構築が急務である。

昨年6月議会で、各地域の「見守りネットワーク活動」や、介護保険制度を利用した郵便局配達員の訪問活動を取り上げ、高齢者サービスの充実を求めたが、市は今後の検討課題とした。

笑顔で支え合う「安否確認の仕組み」の構築を再度求めたい。

質問

①この1年間、市内で「孤独・孤立死」は発生したのか。

②市も、効果をあげている事例にならない、訪問を主な業務としている新聞販売店や飲料事業者、生活協同組合、介護事業者、さらに郵便局等と連携すべきではないか。

答弁

市では2件を把握しており、見守り活動は、民生児童委員や在宅福祉推進員の

訪問や、地区社会福祉協議会のサービス事業、見守り推進員等により、高齢者とのふれあいに努めている。
昨年度は高齢者世帯を1,803件訪問しているほか、特定高齢者把握事業として、3,767人を対象に基本チェックリストを送付(回答2,659人)。要介護状態となるおそれの高い方を把握して、サービスや相談等につなげている。
高齢者の安否確認は、公的のみならず地域のコミュニティを活用した取り組みが行われており、相互のサポートが重要となる。

訪問業務の事業者からの情報は大変有効であり、活用できる社会資源の情報収集に努め、効果的な取り組みを検討したい。

再質問

市の把握以上に不幸な事件が発生している。

民生委員や地区長の皆さんの努力の甲斐もなく、起きている現実を憂いていない。

協定締結による大きな成果を求めている。

「今、これから動くことにより、助かる命があるのではないかと」思いで質問している。

連携協定の成否が鍵である。

再答弁

今後、訪問業者等に協力等の確認を行い、協定等の締結の可能性を検討したい。

飲酒運転の撲滅を求める

質問

①事件発覚から、県教育委員会

早期の酒気帯び状態を確認するため、「アルコール検知器の導入」を提案したが、市は「常日頃の指導徹底で対応する」と答弁し、客観的に効果のある検知器の導入には消極的な見解であった。
南予自治体職員の酒気帯び運転が発生したため、スクールバスや公用車を運転する職員に改めて警鐘を鳴らしたが、その後、教員による「酒気帯び運転」が発覚。前夜の飲酒が原因であり、危惧したことが現実となった。

の発表まで時間がかかり過ぎている。その間、県から何らかの問い合わせがあったのか。
②本人が自覚しない酒気帯び状態のまま、公用車を運転する可能性が大であることは明確であり、「アルコール検知器」の導入を再度求める。



アルコール検知器

答弁

県費負担教職員の服務は、市教育委員会が監督。任免、分限又は懲戒には県教育委員会が権限を有している。

事件発生の場合、県の懲戒等審査委員会が開かれるが、裁判所、警察署からの行政処分、刑事処分後となる。

今事件は、昨年10月、今年2月に発生。裁判所の略式命令が3月、警察署の処分は4月になったため、事件発覚から県教育委員会の発表まで時間を要した。

今回の事件発生後、学校から速やかな報告があり、県の指導を受けながら、提出書類の整備や報告に努めた。

市教育委員会も、臨時校長会の開催、文書による指導や各学校で実効性のある交通安全推進協議会を開き、報告書の提出を求めた。

再発防止に向け、道路交通法等の法令遵守や、公務員・教育公務員として真摯に職務に専念し、信頼回復に努めるよう指導したい。

アルコール検知器の導入は、抑止効果や防止策の一つではあるが、最終的に

は、職員一人一人の自制心が求められる。

スクールバス等の運転は、より慎重な管理が必要と考えており、契約時の道路交通法の遵守を義務付け、厳しく指導にあたっている。

検知器導入には、実効性のある方法で検査する必要がある、法令上の義務がある民間のバス会社では、運行管理者立会いの下、記録の残る検査器で検査している。

しかし、本市のスクールバス等の場合、早朝から順次始動するため、発車時刻がそれぞれのバスで異なり、責任ある職員の立会等が課題となる。

再質問

ハンドルを握る責任は、一般のドライバーも職業運転手も同様であるが、あくまでも本人責任とする市の消極的な回答は納得できない。

愛南町では、飲酒運転事故の発生後にアルコール検知器を導入している。

酒気帯び等の事故を未然に防ぎ、職員・家族そして市民を守るからこそ、心の通った行政といえるのではないかと。

再答弁

職員一人ひとりの意識付けこそ、最も肝要で実効性のある方法であり、酒気帯び運転の追放につながると考えている。

また、スクールバス等の運転は、現体制では困難であるが、今後の検討課題としたい。

再々質問

市は、本人の意識向上のみに責任を押し付けている。それに限界があるからこそ、小学校の校長という重責と担う立場の教員が事件を起こしたのではないかと。

再々答弁

公務員に厳しい倫理規律を求められる。そうした職業意識を高める方向で進めたい。

鹿野川ダムの耐震性



完成から50年が経過。ダム管理事務所は、管理や点検、補修によりダムの寿命は、ほぼ半永久的と説明している。

計画上の寿命は、貯水池に流入する「計画堆砂量」から推定しており、この見地から100年と言われている。

しかし、その計算上に巨大地震は想定していない。近い将来、昨年3月の東日本大震災を上回る、「東海・東南海・南海・日向灘の4連動地震」はマグニチュード8の巨大地震を想定している。ダムに穴をあける利水管放流設備は、河川整備計画策定段階では巨大地震を想定していない。

肱川と共に生活する多くの市民にとって、ダムの耐震性は最大の関心事である。

質問

- ①コンクリートの劣化等、強度・耐震上の問題は発生していないか。
- ②巨大地震によるダム決壊の可能性と、決壊した場合、濁流が肱川橋に到達する時間は予測できるのか。

答弁

鹿野川ダムは設計・施工・管理でも耐震の安全性を考慮しており、阪神大震災、東日本大震災や多くの地震でも、各地のダムに管理上支障を及ぼすような被害は発生していない。堤体・設備の点検や検査で異常も無く、各試験により十分な強度も確認されており、本体の強度に問題はない。

次に、ダムの改造事業で新設される利水管放流設備等では、地震等への安定性を前提とした設計が行われている。

中央防災会議が大規模地震に対する安全性の確認を行う予定であり、市民の安心・安全確保にむけた適切な対応を期待したい。

なお、決壊の形、その想定も非常に難しく、到達時間等を含めた検討は行っていない。

遊水地指定地域はあるのか

昨年12月議会で、市は「二線堤北側のハウス栽培農業者等に対する農業被害補償」について、遊水地とした農地部分を対象とする制度と説明した。

遊水地に多くの市民が生活をしており、農業被害のみならず、家屋被害、土地取引等に多大な影響が発生しているのではないかと。また、信濃川支流の刈谷田川では、過去の洪水を教訓に、越流堤（暫定堤防）にする事で、地権者と「補償金支払い協定」を結び堤防の決壊を防いだ例もある。

質問

- ①肱川流域に「遊水地」と指定した地域が明確に規定されているのか。
- ②越流堤すなわち暫定堤防の箇所が多く存在するが、高上げ等の計画を明らかに。

答弁

肱川河川整備は、流域の地形特性上、治水対策の難しい河川で、上下流のバランスを図りつつ整備する必要があり、下流に影響のないよう、計画堤防より低い暫定堤防を7箇所設置し、遊水地的機能を残している。

遊水地指定地域は、一般的に用地買収方式や地役権補償方式により、事業用地を確保し、遊水地とする方法がとられている。

肱川流域は、下流域の河川整備完了まで、暫定的に遊水機能を残した形になっており、完了後は暫定堤防を順次高上げし、遊水機能を無くす計画のため、遊水地指定は行っていない。

暫定堤防内側の東大洲地区は、商業施設が集積する大洲拠点地区であり、治水安全度向上のため、暫定的に遊水地（二線堤北側

農地約37ha）とし、土地所有者の合意を得て、高上げまでの間は農地等災害補償を行っている。

しかしながら、高上げ工事の実施には長期間を要するため、市も治水安全度の早期向上に向け、鹿野川ダム改造事業の完成（H27）に合わせた高上げを強く要望している。

不納欠損処理について

市税及び国民健康保険等、その他の債権が毎年不納欠損処分されている。

権利の放棄となる処理を行う場合、慎重かつ公平性の確保が重要となる。

質問

- ①過去5年間の市税及び国民健康保険税の欠損処分状況。
- ②各年の欠損額と、滞納繰越額に占める推移。
- ③徴収不能の要因や対応の状況、特に時効成立により一律な処分が行われていないか。
- ④時効前の欠損処分も含めて、欠損処分の事務処理要領やマニュアルはあるのか。
- ⑤欠損処分の理由別分析や具体的な分類や解析を実施しているのか。
- ⑥市税及び国民健康保険税以外で、毎年経常的に欠損処分している項目があれば金額も明らかに。

答弁

市税を始めとする徴収金は、公平で公正な負担を求めていく見地から、個々の事例に応じて厳正かつ適正な徴収に努める必要があると認識している。

この処分は、地方税法の規定により、納税義務が消滅した徴収金の会計処理を行うもので、滞納処分の停止後3年、5年の経過による時効、滞納処分の停止後に職権で処分し消滅する。

滞納処分の停止は、一時的に納税が困難な場合を除き、将来的にも徴収見込のないものや、特に資力の乏しいものを、法に規定する要件を満たす場合に適用する。

また、その適用には、納税折衝や財産調査の早期着手、滞納原因に応じた納税指導の徹底や徴収努力を重ね、滞納者の財産や収入の状況、生活実態等から妥当と判断した場合に実施しており、納税義務の履行と請求を最優先に取り組んでいる。

大洲市独自のマニュアルは無いが、愛媛地方税滞納整理機構の基準等を参考に、処分の均衡を保つよう共通の理解と認識のもとに進めている。

市税・国民健康保険税の、過去5年間及び直近の平成23年度の欠損処理状況は、別表I・IIのとおり。

税債権は課税年度の5年経過後に時効消滅するものではなく、滞納整理の過程で行う「差押えや交付要求」等による時効中断の効果、処分の停止による3年経過後の消滅な

別表I【H19～23年度処分状況】

欠損処分内訳	金額
市税	8,850万円
国民健康保険税	1億7,540万円

別表II【H23年度処分状況】

欠損処分内訳	金額	前年比金額	滞納繰越額比率
市税	1,800万円	▲300万円	▲1.2%
国民健康保険税	4,210万円	+600万円	+2.5%

別表III【H23年度市税及び国民健康保険税】

欠損処分内訳	件数	金額	比率
①滞納処分停止から3年経過による時効消滅	600	1,080万円	17.9%
②5年の時効消滅で処分停止判定「有り」	2,535	2,690万円	44.7%
③5年の時効消滅で処分停止判定「無し」	2,446	2,240万円	37.3%
滞納処分停止後、直ちに消滅	5	4万円	0.1%

別表IV【H23年度市税及び国民健康保険税】

③処分停止判定「無し」の主な内訳	件数	比率
処分停止に準じる低収入	849	34.7%
転職や失業	155	6.3%
借金等債務過大	43	1.8%
病気療養中	75	3.1%
納税義務の欠如	573	23.4%

別表V【市税及び国民健康保険税以外】

欠損処分項目	件数	金額	主な要因
介護保険料	537	1,590万円	生活困窮・居所不明・死亡・納付意識の欠如等
後期高齢者医療保険料	25	65万円	生活困窮・本人死亡
水道使用料	3,266	1,430	居所不明・本人死亡
下水道使用料	21	25	居所不明・救護施設入所・死亡

ど、個々の事案ごとに時効が進み、その消滅の時期は年度で片寄りが生じるため、件数や税額の数値予測は極めて難しい。

平成23年度市税、国民健康保険税とそれ以外の不納欠損処分の現況は別表III・IV・Vのとおり。

欠損処分内容では、将来的に徴収見込がなく、特に資力の乏しいものとして「処分の停止」に区分する事案①が62.6%を占めている。

これ以外の③「処分停止判定無し」2,446件の内訳は、いわゆる生活困窮者層の割合が非常に高いが、一方で納税意識の欠如の比率も高くなっている。

また、市税や国民健康保険税以外で、過去5年間に不納欠損処分した金額は、別表のとおり。

今後とも、納税折衝の徹底と、未調査・未折衝事例の解消や、滞納原因の分析に取り組み、公平な滞納整理の強化を図り、差押え等の断固たる処分や、生活困窮等には実情に即した対応に努めたい。

なお、これらの状況分類は、一連の滞納整理の過程で収集した財産等の情報や折衝記録をもとに、滞納税率繰越の時点で「低収入・失業・相続放棄・債務過大・競売・破産など」37の原因別分類を行っており、滞納事案の管理と不納欠損額の縮減に役立っている。